

「登録販売者になろう」(初版第1刷) 正誤表

ご購入いただきました「登録販売者になろう」(2007年12月発行)におきまして下記の誤りがございました。謹んでお詫びしますとともに、ご訂正くださいますようお願いいたします。

また、その他最新情報などに基づく追加がございます。合わせて掲載いたしますので、ご利用ください。

頁	誤(旧)	正(追加)
14頁Aの3行目	……、医薬品を配置して回る区域ごとに、その区域のある都道府県知事の許可を受ける……	……、医薬品を配置しようとしている区域について、その区域に含む都道府県ごとにその都道府県知事が許可を与える……
17頁6行目	……販売していないところもあるようです。の後に追加	また、薬局は、医療法では病院や診療所とともに、「医療提供施設」と位置づけられています。
21頁右側 箇条書き内の4行目	……患者が選んで使用するもの	……需要者が選んで使用するもの
25頁下表 「第一類医薬品」の②	再審査期間中(Q39参照)	再審査期間中(Q40参照)
29頁14行目	……制限されることとなります。の後に追加	なお、厚生労働省は「先用後利」の販売方法によらない、その場での「現金売り」は「配置販売」とは認められない、と指導しています。
49頁上表の③の1行目	……承認後概ね3年間	……承認後概ね3年
50頁本文9行目	第八項の「習慣性あり」……	第九項の「習慣性あり」……
50頁本文11行目	第九項は、医療用……	第十項は、医療用……
54頁表の①	改訂年月日	改訂年月
54頁本文1行目見出し	①改訂年月日	①改訂年月
55頁本文1行目	そこで、改訂年月日の……	そこで、改訂年月の……
55頁本文18行目見出し	⑧成分・含量	⑧成分・分量
81頁表中の②	②医薬品販売業者は……	②薬剤師が店舗管理者となっていない医薬品販売業者は……
96頁Aの10行目	……受けなければなりません。の後に追加	この登録販売者試験および登録については、平成20年1月31日、薬事法施行規則の一部改正(厚生労働省令第9号)が公布され、また厚生労働省通知(薬食発第0131001号)が出ています。それらをもとに、手続きなどについてまとめてみましょう。
100頁のAの2行目	薬食発第0808001号	薬食総発第0808001号

(2008年3月)